



令和2年度 第1回

東海村村長定例記者会見資料

日時：令和2年5月29日（金）

午前10時30分 から 11時30分まで

場所：東海村役場 庁舎5階 原子力視察研修室

No.	案 件 名	担当課	ページ
1	新型コロナウイルス感染症関連情報について	防災原子力安全課 指導室 子育て支援課 福祉総務課	1-4
2	『東海村 YouTube Labo』 の開設について	企画経営課	5
議 案 等			
3	令和2年度第2回東海村議会定例会提出議案概要	総務課	6-9
4	令和2年度6月補正予算概要（一般会計）	企画経営課	10



公共施設の利用再開に当たっての方針

令和2年5月22日
東海村
(新型コロナウイルス感染症対策本部)

村では、国の緊急事態宣言の解除や茨城県の自粛要請の緩和等を踏まえ、村民の皆さんの社会的・健康的な生活を確保する観点から、公共施設・設備等の一部を利用再開することとします。

当面のところは、段階的な利用再開となり、御不便をお掛けすることになりますが、感染予防と安全・安心な公共施設利用のため、利用者・管理者による感染防止対策や利用再開方法等を定めましたので、御理解と御協力をお願いします。

1 利用再開に当たっての感染防止対策

(1)感染防止対策の事前公表

村の感染防止ガイドライン等に基づく感染防止対策（利用に当たっての留意事項や各施設の取組等）について、事前に公表します。

(2)感染防止対策実施の徹底

施設の利用者と管理者は、それぞれが感染防止対策実施の徹底に努めることとします。なお、詳細な対策方法については、別途、施設の特性に応じて施設管理者が定めます。

《利用者が取り組む対策》

- 利用者名簿等の提出
- 健康状態の把握
- マスク着用
- 咳エチケットの徹底
- 手指消毒の徹底
- 利用条件の遵守 等

《施設管理者が取り組む対策》

- 利用者用消毒用品の設置
- 施設の消毒作業
- 定期的な換気
- 利用者名簿の管理 等

(3)感染防止対策の見直し

感染防止対策の内容については、感染症拡大の状況や新たな感染症対策等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 利用再開の方法について

(1)利用の再開日について

令和2年6月1日（月）以降、準備が整った施設から順次、利用を再開します。
(村立図書館は国の対処方針を踏まえ5月28日（木）から一部利用を再開)

(2)段階的な利用の開放について

感染リスクと村民の生活への影響を勘案し、貸出施設の利用時間を原則として17時までとします。また、一部施設の機能や利用定員の制限等も実施します。

なお、貸出施設の利用時間の制限は令和2年6月末までとし、その他の利用制限は7月以降、「新しい生活様式」や感染リスクを勘案しつつ、可能な限り通常の利用ができるように順次開放していきます。

3 再度の臨時休館措置について

今後において、再度の感染拡大・まん延の恐れがあり、国・茨城県等による施設の利用制限や、村内での感染者確認・感染経路特定などがあつた場合は、必要に応じて臨時休館等の措置を取ることがあります。



村内小・中学校 学校教育活動再開に向けた今後の予定（東海村教育委員会）

- 茨城県版コロナNext(コロナ対策指針)や、学校再開ガイドライン等(文科省)を受け、本村では、下記のとおり学校教育活動再開に向けた取組を実施したい。

1 学校再開に向けた本県のコロナ対策指針＜参考＞

Stage 4	Stage 3	Stage 2	Stage 1
× 県立学校休業 ○ 分散登校（週1日） （市町村立学校も同様の対応）	× 県立学校休業 ○ 分散登校 （週1～2日程度、ただし、小1、小6 中3、高3は登校日数を特に配慮） （市町村立学校も同様の対応）	× 県立学校休業 ○ 分散登校 （週3～5日程度、ただし、小1、小6 中3、高3は登校日数を特に配慮） × 部活動 × 給食 （特別支援学校は分散登校週1日） （市町村立学校も同様の対応）	○ 通常登校 ○ 通常授業 ○ 部活動 （他県との練習試合、合宿等については 感染状況や競技の特性を踏まえて判断） ○ 給食 （特別支援学校は分散登校から段階的に 通常登校に移行） （市町村立学校も同様の対応）

2 学校再開に向けた流れ

Stage	日にち	登 校	小学校	中学校 ※学校の実情に応じて登校日を設定
Stage 2	5月25日（月）～	週2日登校	月・水	1・2年 2日登校
		※小6、中3 週3日	月・水・金	3年 3日登校
	6月1日（月）～	週3日登校	月・水・金	1・2年 3日登校
		※小6、中3 週5日	月 ～ 金	3年 5日登校
Stage 1	6月8日（月）～	通常登校（給食あり）	通常授業（部活動は中学校に準ずる）	通常授業、部活動あり（17:00終了）
	6月15日（月）～	通常授業、部活動あり		

※5月25日（月）～6月5日（金）・・・小学校は、午前中登校（8:15～11:30）

中学校は、学校の実情に応じて登校時間を設定



東海村記者発表資料

令和2年5月29日(金)

福祉部 子育て支援課 認定・給付担当

電話：029-282-1711(内線1183・1184)

公立幼稚園の再開に向けた段階的対応

公立幼稚園に関し、村では「新型コロナウイルス感染症対策指針（茨城版コロナNext）」に定める学校再開の判断指標を参考に、5月18日以降、同指標が「Stage 4」から「Stage 3」に緩和され、翌週5月25日以降はさらに「Stage 2」に緩和されたこと、その後、2週間程度、引き続き陽性者数等が抑制された場合には「Stage 1」まで引き下げられることを見込み、この間における分散登園による段階的対応を経て6月8日（月）から再開（通常登園）いたします。

茨城版コロナNext (コロナ対策指針)	Stage 4 【感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態】	Stage 3 【感染が拡大している状態】	Stage 2 【感染が緩やかに抑制できている状態】	Stage 1 【感染が抑制できている状態】
学校の再開	× 県立学校休業 ○ 分散登校（週1日） ※市町村立学校も同様の対応	× 県立学校休業 ○ 分散登校（週1～2日程度） ※小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮 ※市町村立学校も同様の対応	× 県立学校休業 ○ 分散登校（週3～5日程度） ※小1、小6、中3、高3は登校日数を特に配慮 ※市町村立学校も同様の対応	○ 通常登校 ○ 通常授業 ※市町村立学校も同様の対応

期間	対応	園児・保護者の遵守事項	幼稚園の感染防止対策	備考
5月25日（月）～ 6月1日（月）～	●分散登園の実施 <村松幼稚園> ・27日（水）9:00～11:30…5歳児 ・28日（木）9:00～11:30…4歳児 ・29日（金）9:00～11:30…3歳児 <石神・舟石川・須和間幼稚園> ・27日（水）9:00～11:30（3歳児～5歳児） ●分散登園の実施 <村松幼稚園> ・1日（月）、4日（木）9:00～11:30…5歳児 ・2日（火）、4日（木）9:00～11:30…4歳児 ・3日（水）、4日（木）9:00～11:30…3歳児 <石神・舟石川・須和間幼稚園> ・2日（火）及び4日（木）9:00～11:30 ・3歳児～5歳児	【園児】 ①登園前（毎朝）の検温、体調確認 ②登園時、昼食の前後、外から保育室に入る時、トイレの後など、こまめな手洗いの実施 ③咳エチケットの徹底 【保護者】 ①家を出る前の検温、体調確認 ②送迎時の手指消毒 ③マスクの着用 ④熱がなくても体調が悪い子の利用自粛 （例：咳、鼻水、下痢など）	【施設の対応】 ①手指消毒液の設置 ②保育室内の可能な限り常時換気又は1時間おきの換気（空調使用時も同様） ③降園後のおもちゃ等の消毒 ④教育活動における3つの密を避ける工夫 【職員（教諭）の対応】 ①マスク着用 ②出勤前の検温、体調確認 ③手洗い、うがいの励行	・休園期間終了（～5/31） ・休園期間延長（6/1～6/7） 【Stage 2・1（再開）に向けた準備】 ①感染症対策ガイドライン等の確認 ②感染防止対策のための消耗品等確保 ・体温計、消毒液、マスク、次亜塩素酸など ③発達段階に応じた教育活動等の見直し ・園児同士の距離を1～2m保つ座席配置 ・向かい合わせを選けた昼食時の座席配置 ・登園、降園時間帯の分散化 など
Stage 1 6月8日（月）～	●再開（通常登園の開始）			・「公共施設利用に際しての新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び「幼稚園感染症対策マニュアル」に基づき、感染症対策を講じます。 ・今後、県において「Stage」の引き上げや周辺地域における感染拡大、村内の感染者発生等、状況が変化した場合の方針の変更もあり得ます。



特別定額給付金の支給状況について

【オンライン申請方式】

5/1(金)から受付, 5/13(水)から順次振込

- ・マイナポータルにアクセスし, 電子申請
(マイナンバーカードを所持し, 電子署名ができる方)

【Date】

申請件数	(5/ 1~26)	510 件
支給件数	(5/13~29)	469 件 (1,222 人分)
支給総額	122,200,000 円	

- ※ 申請件数には複数回申請等による却下分 41 件を含む
- ※ 支給件数には振込予定も含む

【ダウンロード申請方式】

5/7(木)から受付, 5/14(木)から順次振込

- ・東海村役場ホームページに掲載している申請書類をダウンロードし, 必要事項を記入, 押印, 本人及び口座が確認できる書類を貼付の上, 返信用封筒で送付

【Date】

申請件数	(5/ 7~26)	695 件
支給件数	(5/14~29)	675 件 (1,841 人分)
支給総額	184,100,000 円	

- ※ 申請件数には申請取り下げ等 20 件を含む
- ※ 支給件数には振込予定も含む

【郵送申請方式】

5/25(月)から発送, 5/29(金)から順次振込

- ・世帯主宛に給付対象者(住民基本台帳に記録されている者)の申請書類を郵送
(通知書, 申請書, 記入例, 返信用封筒)

対象者数：38,356 人／世帯数：16,262 世帯 (基準日：4/27)

- ※ 申請書の内容確認, システムへの口座情報入力, 支払伝票処理を随時実施
 - ・入力用システム端末を従来の **4 台から 14 台** に増やして対応予定
⇒1 日あたりの最大処理件数：**3,360 件** (全ての PC をフル稼働した場合)
 - ・システムに入力する職員(正職員・会計年度任用職員)を部内外からの流動にて柔軟に確保予定
 - ・申請書類を受理してから **概ね 1 週間～10 日間程度での振込** を目標



東海村記者発表資料

令和2年5月29日(金)
企画総務部企画経営課プロジェクト推進担当
電話：029-282-1711(内線1335)

『東海村YouTube Labo』の開設について



YouTube
東海村公式チャンネル

<コンセプト> YouTubeで地域づくり・人づくり



東海村

YouTube Labo

5

【概要】

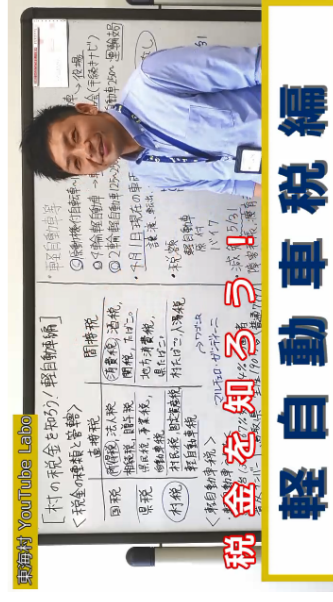
- ・東海村にまつわるテーマについて、職員がホワイトボードを使って10分程度で解説する動画を週1回のペース（今年度47本予定）で配信します。
※5/11より配信しており、現在3本が配信されています。
- ・配信済・予定しているテーマ
「特別定額給付金を申請しよう！」 「税金を知ろう！ 軽自動車税編」 「令和2年度当初予算」 「介護保険のしくみ」 「転入手続きのいろは」 「東海村の歴史」 など

【ポイントその1：地域づくり】

- ・まちづくり出前講座や全住民が関わる税や手続き、歴史、豆知識などを基本としてテーマを選定しています。そのため、地域で共有したい情報や生活に欠かせない情報を「いつでも」「誰でも」「気軽に」知ることができます。
- ・新しい情報発信を定着させることで新しい地域づくりの可能性を模索します。

【ポイントその2：人づくり】

- ・現在、新型コロナウイルスの影響で地域へ職員が出向くことができません。また、庁内では、職員研修が実施できていません。これからの「人づくり」にも工夫が必要です。
- ・手軽にわかりやすく「村についての教養」を発信することで、住民・職員両面の「人づくり」の一つの手段として考えています。



村から発送する文書やHPとYouTube動画を連動（QRコードやURL挿入）させることで、より伝わりやすい効果も狙っています。

令和２年第２回東海村議会定例会提出議案概要

令和２年６月１日

議案番号	議 案 名	説 明
報告第４号	寄附の受入れについて (フェイスシールド)	アール設計及びびりゅう工房から寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議案に報告するものであります。 １ 寄 附 者 アール設計 代表 馬場 司 びりゅう工房 代表 馬場 隆司 ２ 寄附の品名 フェイスシールド４３個 ３ 寄附の目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため ４ 寄附年月日 令和２年５月１２日
報告第５号	寄附の受入れについて (不織布マスク，除菌水)	東海那珂ロータリークラブから寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議案に報告するものであります。 １ 寄 附 者 東海那珂ロータリークラブ 会長 伊藤 幸司 ２ 寄附の品名 不織布マスク２，５５０枚，除菌水３０リットル ３ 寄附の目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため ４ 寄附年月日 令和２年５月１２日
報告第６号	寄附の受入れについて (不織布マスク)	株式会社Ａースタイルから寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議案に報告するものであります。 １ 寄 附 者 株式会社Ａースタイル 代表取締役 遠藤 博 ２ 寄附の品名 不織布マスク２８，００枚 ３ 寄附の目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため ４ 寄附年月日 令和２年５月１５日
報告第７号	寄附の受入れについて (手作り布マスク)	東海村手作りマスクPROJECTから寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議案に報告するものであります。

		1 寄 附 者 東海村手作りマスクPROJECT 代表世話人 川崎 敏秀 2 寄附の品名 手作り布マスク1, 393枚 3 寄附の目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 4 寄附年月日 令和2年5月20日
報告第8号	令和元年度東海村一般会計継続費繰越計算書	令和元年第4回及び令和2年第1回定例会において、令和元年度東海村一般会計補正予算（第6号）及び（第8号）で議決をいただきました令和元年度継続費予算現額138,624千円につきましては、157,100円を令和2年度へ通次繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。
報告第9号	令和元年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書	令和2年第1回定例会において、令和元年度東海村一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）で議決をいただきました繰越明許費400,986千円につきましては、386,383千円を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第10号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	令和2年第1回定例会において、令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費3,000千円につきましては、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第11号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書	令和2年第1回定例会において、令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）で議決をいただきました繰越明許費215,149千円につきましては、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。
報告第12号	令和元年度東海村一般会計事故繰越し繰越計算書	令和元年度中に372,900円の支出負担行為を行いました中央公民館施設修繕料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で資材入荷の遅延が生じ、年度内完成が見込めなかったため、全額を令和2年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

報告第13号	令和元年度東海村下水道事業会計予算繰越計算書	建設改良に要する経費のうち、110,558千円を令和2年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。
議案第40号	東海村空家等対策の推進に関する条例の制定について	東海村内における空家等に関する対策を推進するために必要な事項を定め、もって安全な地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するものであります。
議案第41号	東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行に伴い、優生手術を受けた者等の戸籍発行に係る手数料を免除し、及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カードの再交付手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第42号	令和2年度東海村一般会計補正予算（第3号）	予算総額に歳入歳出それぞれ22,645千円を追加し、予算総額を24,609,231千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、プレミアム付商品券事業費補助金返還金及び防災・安全交付金の内示額増額に伴う村道改良舗装に係る請負工事費の増額等に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 （1）国庫支出金 10,031千円 （2）繰入金 14,214千円 （3）諸収入 △1,600千円 2 歳出 （1）総務費 △1,600千円 （2）民生費 8,036千円 （3）土木費 16,209千円

議案第 43 号	村道路線の認定について	(村道 1 4 2 9 号線・村道 2 7 2 4 号線・村道 2 7 2 5 号線) 都市計画法第 2 9 条の規定による開発行為により移管を受けた道路 (3 路線) を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。
----------	-------------	---

- ※ 法律等関係
- ・ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
 - ・ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号)
 - ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 (平成 31 年法律第 14 号)
 - ・ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 16 号)
 - ・ 地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号)
 - ・ 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)
 - ・ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)

なお、会期中に、条例の一部改正 3 件、補正予算 1 件、工事請負契約の締結 8 件 (総合福祉センター空調設備改修工事・東新川用排水路改修工事 (第 5 期工事)・石橋向荒谷台線交差点改良舗装工事・舟石川橋修繕工事・国電交 東海駅西口広場再整備 3 期工事・総合体育館外装改修工事・02 国補特環 公共下水道管路工事・真崎コミュニティセンター内装改修工事)、備品購入契約の締結 1 件 (収蔵庫用備品購入)、協定の締結 1 件 (常磐線東海構内舟石川こ線道路橋修繕工事)、人事案件 2 件を追加提出したく準備をしておりますのでよろしくお願いいたします。

令和2年第2回東海村議会定例会 補正予算案参考資料

1. 一般会計補正予算（令和2年度一般会計補正予算第3号）

(1) 一般会計歳入歳出予算款別総括表

(単位：千円)

歳 入				歳 出			
款	補正前	補正額	補正後	款	補正前	補正額	補正後
村税	10,446,130	0	10,446,130	議会費	205,450	0	205,450
地方譲与税, 交付金等	1,148,954	0	1,148,954	総務費	6,786,022	△ 1,600	6,784,422
分担金及び負担金	103,559	0	103,559	民生費	6,109,241	8,036	6,117,277
使用料及び手数料	154,567	0	154,567	衛生費	1,945,339	0	1,945,339
国庫支出金	7,092,242	10,031	7,102,273	農林水産業費	814,796	0	814,796
県支出金	1,077,810	0	1,077,810	商工費	415,339	0	415,339
財産収入	37,767	0	37,767	土木費	3,029,792	16,209	3,046,001
繰入金	3,570,463	14,214	3,584,677	消防費	718,242	0	718,242
村債	334,100	0	334,100	教育費	3,854,477	0	3,854,477
繰越金, 諸収入等	620,994	△ 1,600	619,394	災害復旧費	5	0	5
合計	24,586,586	22,645	24,609,231	公債費	523,417	0	523,417
				諸支出金	134,466	0	134,466
				予備費	50,000	0	50,000
				合計	24,586,586	22,645	24,609,231

(2) 一般会計歳入予算の主な内訳 ※ページは議案書のページ

○国庫支出金【10,031千円】

- ・ 防災・安全交付金（△12,890千円）
- ・ 道路メンテナンス事業補助金（22,880千円）
- ・ 消防団設備整備費補助金（41千円）

○繰入金【14,214千円】

- ・ 財政調整基金繰入金（14,214千円）

○諸収入【△1,600千円】

- ・ 自治総合センターコミュニティ助成金（△1,600千円）

(2) 一般会計歳出予算の主な内訳

○民生費【8,036千円】

- ・ プレミアム付商品券事業費補助金返還金（8,036千円）

令和元年度に交付されたプレミアム付商品券事業費補助金について、実績額確定に伴い返還する必要があるため増額補正する。

○土木費【16,209千円】

- ・ 村道改良舗装工事（16,209千円）

防災・安全交付金の内示額増額に伴い、石橋向荒谷台線改良工事を令和2年度に一部前倒しして工事を行うため増額補正する。